

特記仕様書

I 工事概要

1 適用範囲

この仕様書は、令和7年度京都農林水産総合庁舎デジタルサイネージ設置工事（以下「本工事」という。）に適用する。

2 目的

京都農林水産総合庁舎（以下「庁舎」という。）北玄関ゲート付近に設置している庁舎案内板を電子化するため、デジタルサイネージの設置を行うことを目的とする。

3 工事名、場所、種目及び期間

(1) 工 事 名 令和7年度京都農林水産総合庁舎デジタルサイネージ設置工事

(2) 工事場所 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
京都農林水産総合庁舎

(3) 工事種目 電気通信工事

(4) 工事期間 令和8年2月19日～令和8年3月30日（40日間）

II 工事仕様

特記仕様に記載されていない事項は、次の国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の仕様書等による。

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版（以下、「標準仕様書」という。）

- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版（以下、「改修標準仕様書」という。）

III 特記仕様

1 一般共通事項

(1) 打合せ等

この工事を実施するときは、監督職員と工事の実施内容及び実施時期等について打合せを行うものとする。

(2) 工事実施前の確認

この工事の実施に際しては、事前に監督職員と工事実施場所を実地に確認し、工事内容を確認するものとする。

(3) 軽微な変更

本項各号における打合せ、現地確認により受注者が行った工事内容の軽微な変更若しくは工事実施中に生じた工事内容の軽微な変更は、監督職員と協議しその指示に従うものとする。

(4) 工事の施工

本工事の実施は原則として、開庁日とする。ただし、監督職員が別に指示した場合には、当該指示があった日に工事を実施するものとする。

本工事を実施する時間帯は、原則として、以下のとおりとする。

午前8時30分から午後5時30分まで(後片付けを含む。)

(5) 工事用材料

別添数量表記載の参考品以外のものを使用する場合は事前に監督職員の承認を受けなければならない。

(6) 養生

工事実施に当たっては、必要な養生を行うこと。また、庁舎に損傷を与えないよう十分注意することとし、受注者の責により損傷を与えた場合は、速やかに復旧するものとする。

(7) 工事用電力・水道等

本工事に必要な電力及び用水は、受注者の負担とする。

なお、次のものは庁舎の施設を無償で利用できるものとする。

庁舎内のトイレ、手洗い

工事区域の照明、コンセント

2 工事内容

- ・本館北玄関ゲート付近の庁舎案内板を撤去した上で、デジタルサイネージを1台設置する。(撤去した庁舎案内板の処分は本工事では行わない。)

(参考品) 別添数量表参照

- ・設置のための配線、調整作業を含む。
- ・更新後、動作確認を行う。

3 完成図書の提出

次の図書を監督職員に1部提出する。

1. 完成通知書
2. 工事写真(工事前、工事後)

4. 支払

工事代金は、完成検査合格後、適法な支払請求を受けた日から起算して4.0日以内に支払うものとする。

5 その他留意事項

(1) 工事完了後は、清掃・後片付けを実施すること。

(2) 工事完成後、検査職員の検査を受けること。

(3) 環境配慮のチェック・要件化

① 受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)等
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)等
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)

- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成 19 年法律第 56 号)

② 受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

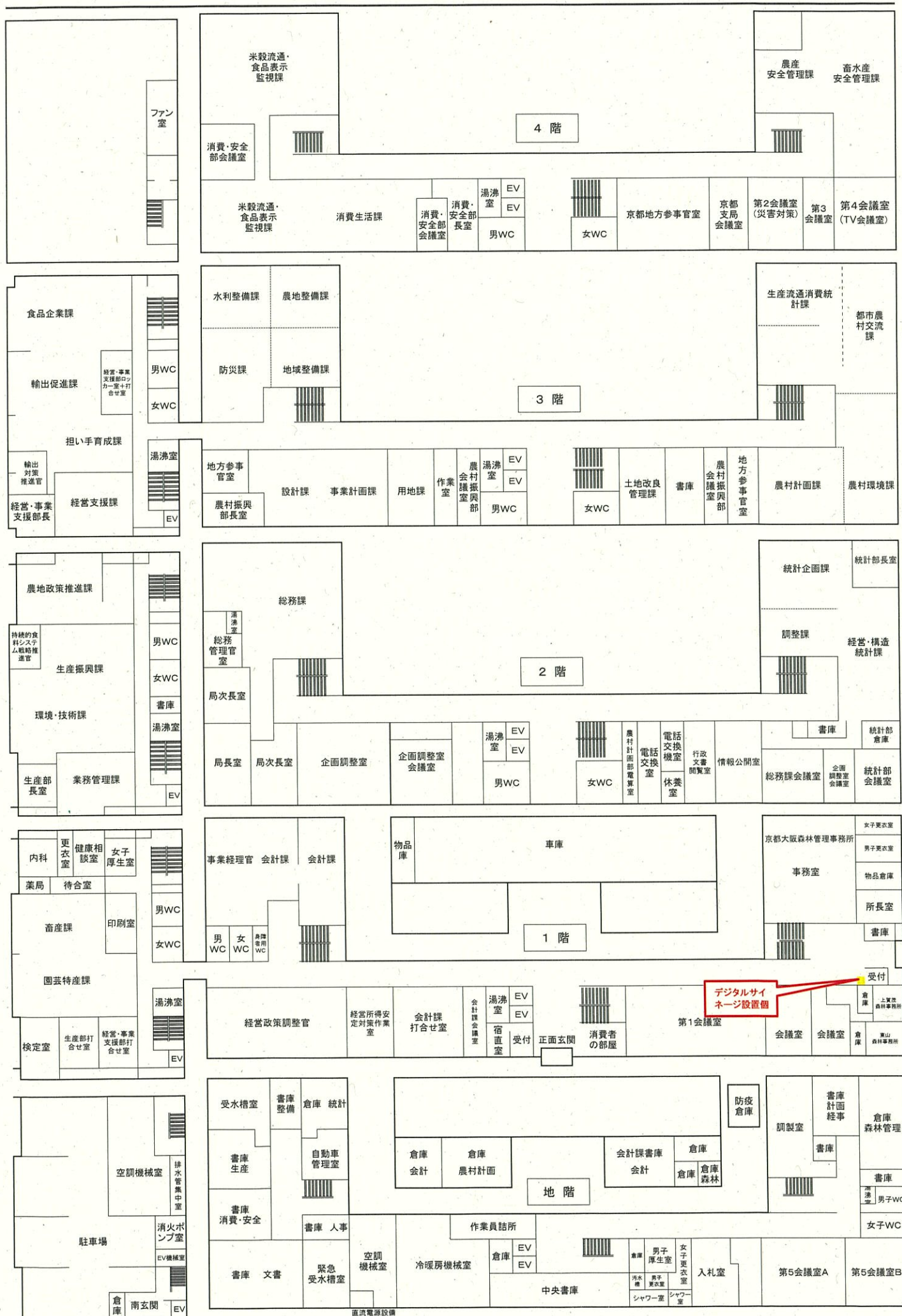
カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

(4) その他本仕様書に定めのない事項又は工事実施に際し疑義が生じたときは、必要に応じて監督職員と協議し、その指示に従うこと。

工 事 数 量 表

項 目	規格又は仕様	数量	単位	備考
デジタルサイネージ設置工事				
サイネージ本体	参考品:BS/HD1026	1	台	
インフォメーションディスプレイ 75型	参考品:PN-HW752	1	台	
上記ディスプレイ用壁面金具	参考品:FFP-SW-700L	1	台	
特型 簡易表示用釦		1	式	館内地図表示用
接続用ケーブル類		1	式	
コンセント(ボックス含む)		1	台	
コンセント用電線	参考品:EM-EEF2.0×2	10	m	
モール部材		1	式	
雑材料費		1	式	養生作業含む
機器取付作業費		1	式	
既設看板撤去作業費		1	式	撤去した看板の処分は 本工事では行わない。
配線作業費		1	式	
機器設定調整費		1	式	
動作確認作業費		1	式	

施工位置図



令和7年度京都農林水産総合デジタルサイネージ設置工事

部位	番号	項目
	1	デジタルサイネージ設置箇所 既存庁舎案内板を撤去の上、デジタルサイネージ設置

[illegible]

部位	番号	項目